



滋 中 第 8 1 9 号
令和2年(2020年)11月16日

株式会社長屋洋行
代表取締役 長屋 正宏 様

滋賀県知事 三日月 大造



軽微変更の適用認定について (通知)

滋賀県大規模小売店舗立地法届出等事務手続要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
(仮称) アヤハディオ草津追分店
草津市追分南二丁目向山 784・2ほか9筆
- 2 申請年月日
令和2年11月13日
- 3 軽微変更適用
認定する
- 4 認定の理由
今回の変更は、駐輪場の位置を一部変更すること、また、もともとの駐輪場の位置が隣地との境界周辺に設置されていることから、変更前と比較して周辺地域の生活環境に与える影響が変化しないと考えられるため。

以上